

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
(財)国際通貨研究所

Financial Inclusion (金融包摂)

～最近の G20 を中心とした動向～

(財) 国際通貨研究所
開発経済調査部 主任研究員
福田 幸正
fukuda@iima.or.jp

<要 旨>

- ① 現在、途上国を中心とする世界の 20 億人以上の成人が、基礎的な金融サービスへのアクセスを持っていないと言われている。そのような状況を打開するため、近年幾つかの途上国では、携帯電話や銀行業務代行エージェント等の積極活用によって、貧困層の金融サービスへのアクセス向上が推進されている。G20 ではこれを「革新的な financial inclusion」と名付け、グローバルな課題の一つとして取り組み始めた。その中でマイクロファイナンスは中心的役割を担うことが期待されている。
- ② 国際協調の公式プラットフォームである G20 は、financial inclusion を 2009 年 9 月のピッツバーグ・サミット首脳声明で初めて採り上げた。その後、専門家グループが設置され、2010 年 6 月のトロント・サミットで「革新的な financial inclusion のための原則」(以下、「原則」) が採択された。
- ③ 「原則」は 9 項目 (1. Leadership, 2. Diversity, 3. Innovation, 4. Protection, 5. Empowerment, 6. Cooperation, 7. Knowledge, 8. Proportionality, 9. Framework) からなり、専ら途上国のポリシーメーカーの意思決定に資することを念頭に策

定されている。本年 11 月の G20 ソウル・サミットではこの「原則」を踏まえて具体的な「行動計画」が採択される予定であり、その内容が注目される。

- ④ 「行動計画」の注目ポイントは、①途上国による **financial inclusion** 取組への強いコミットメントの確認、②先進国側の支援の具体化、③「行動計画」の持続性を担保する仕組み、の 3 点である。
- ⑤ 一方、APAC は **financial inclusion** の取組において、G20 に一步先行している。ABAC (APEC ビジネス諮問委員会) による「APEC 首脳への提言」で選ばれた重点 6 項目 (1. エージェント・バンキング、2. 携帯電話バンキング、3. マイクロファイナンスサービス事業者の多様化促進、4. マイクロファイナンス運営に関わる公的金融機関のガバナンスと経営の強化、5. 金融サービスを受けるための本人確認、6. 消費者保護) は G20 の「原則」と比べてより分かりやすく実務的な整理となっている。**financial inclusion** について堅実なアプローチを追求する APEC 側から G20 に何らかの格好でサポートを提供することが望ましい。
- ⑥ 新興国として初めて G20 サミットを主催する韓国は、自らの開発経験を踏まえ「革新的な **financial inclusion**」を含む開発課題をサミットの主要テーマの一つとして重視する姿勢を示しており、「行動計画」の取りまとめに向けての韓国の采配が注目される。G20 において途上国の開発問題が今後どのように取り扱われていくかを予測する手掛かりとして、また、G20 におけるグローバルガバナンスの確立プロセスを見守るという視点からも、**financial inclusion** を巡る G20 での今後の議論の成り行きを注目したい。

<本 文>

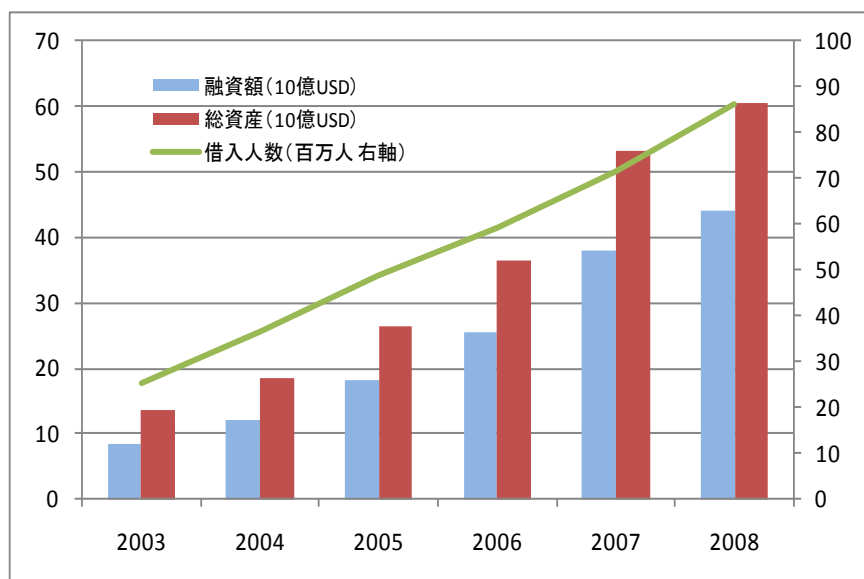
1. マイクロファイナンス：慈善事業から収益事業に発展

1970 年代に途上国の貧困層向け小口融資サービスとして細々と始まったマイクロファイナンスは、2008 年には総融資額が 610 億ドル、借入人数 86 百万人にまで成長した¹ (図表 1)。当初マイクロファイナンスは途上国の貧困層に対する慈善活動として位置付けられ、専ら NGO や ODA の対象領域とみなされてきたが、

¹ マイクロファイナンスの WEB 上の情報共有プラットフォームである MIX(Microfinance Information eXchange)に登録されたもの。 <http://www.mixmarket.org/>

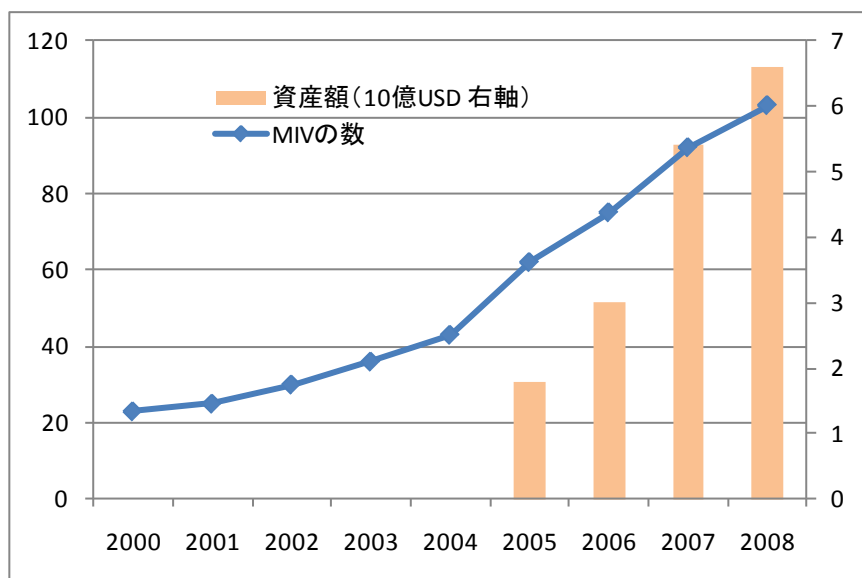
その後、携帯電話などの情報通信技術 (ICT) の飛躍的な発展・普及と結び付き、収益事業として急成長する流れも出てきた。マイクロファイナンス機関(MFI)と投資家をつなぐマイクロファイナンス投資ビークル(MIV)も急速な成長を見せており、2008年にはMIV数 103 件、運用資産規模約 66 億ドルとなっている² (図表 2)。

(図表 1) MIX に登録されている MFI の主要計数推移



(出所) MIX Microfinance Information eXchange

(図表 2) MIV 主要計数推移



(出所) CGAP

² CGAP <http://www.cgap.org/p/site/c/template.rc/1.26.11458/>

2. 依然低い金融サービスへのアクセス率

人口40億人、市場規模5兆ドルともいわれる途上国のBOP(base of the economic pyramid)市場を狙って、あるいは社会的責任投資の対象として、多くの金融機関・企業がマイクロファイナンス関連事業に参入しているが、それにもかかわらず、依然世界の20億人以上の成人人口、アジアでも約6割もの世帯が基礎的な金融サービスへのアクセスを持たないと言われている。世界の主だった国の金融サービスへのアクセス率（成人人口に占める金融機関取引を有する人口比率）は図表3に示す通りである。概してG20以外の貧困途上国の金融サービスへのアクセス率は低い、G20の中でも格差は大きい。

(図表3) 地域別・国別 金融サービスへのアクセス率

アジア	%	アフリカ	%	北米・中南米	%	中東・北アフリカ	%	欧州	%
シンガポール	98	モーリシャス	54	カナダ	96	サウジアラビア	62	オランダ	100
韓国	63	ボツワナ	47	米国	91	トルコ	49	デンマーク	99
マレーシア	60	南アフリカ	46	ドミニカ	66	チュニジア	42	フィンランド	99
タイ	59	カーボヴェルデ	40	チリ	60	エジプト	41	ルクセンブルグ	99
スリランカ	59	ガボン	39	ジャマイカ	59	ヨルダン	37	スウェーデン	99
インド	48	スワジランド	35	パナマ	46	オマーン	33	ドイツ	97
中国	42	ジンバブエ	34	キューバ	45	アルジェリア	31	ベルギー	97
インドネシア	40	ベニン	32	ブラジル	43	イラン	31	フランス	96
バングラデシュ	32	ニジェール	31	ウルグアイ	42	モロッコ	28	オーストリア	96
ベトナム	29	ナミビア	28	コロンビア	41	リビア	27	スペイン	95
フィリピン	26	トーゴ	28	エクアドル	35	シリア	17	イギリス	91
モンゴル	25	セネガル	27	グアテマラ	32	イエメン	14	スイス	88
カンボジア	20	コンゴ共	27	スリナム	32	西岸・ガザ	14	アイルランド	88
ネパール	20	ブルキナファソ	26	ボリビア	30			ポルトガル	84
ミャンマー	19	コートジボワール	25	コスタリカ	29			ノルウェー	84
ブータン	16	アンゴラ	25	アルゼンチン	28			ギリシャ	83
パキスタン	12	カメルーン	24	ベネズエラ	28			イタリア	75
		ルワンダ	23	メキシコ	25			ロシア	69
									G20参加国

(出所) World Bank(2008) *Finance for All?* pp.9-10 日本はデータなし。

途上国において金融サービスへのアクセス率が低い理由は、地域、国によって様々であるが、主に次のような途上国特有の障害が挙げられる。

- 特に都市部以外においては、そもそも銀行支店やATMの数が非常に少ないため、金融サービスへのアクセスが物理的に制約を受けている。
- 多くの途上国では出生証明や戸籍制度が不備であり、特にインフォーマル部門に従事していることが多い貧困層については、銀行取引のための本人確認自体が困難。
- 口座開設料や最低預金残高等の設定が、貧困層にとって高すぎることが多い。

一方、現在世界中で約30億台以上の携帯電話が利用されており、その契約者

数は現在急増中である。急速、大量な携帯電話の普及は利用コストを大幅に低下させている。途上国の貧困層のうち携帯電話を持ちながら銀行口座を持っていない人口は10億人といわれており、これは携帯電話経由による銀行サービス提供普及に非常に大きな可能性を示唆している。

そのような中で、近年幾つかの途上国では、携帯電話や銀行業務代行エージェント等の積極活用により、貧困層の金融サービスへのアクセス向上が推進されている。G20ではこれを「革新的な financial inclusion」と名付け、グローバルな課題の一つとして取り組み始めた。その中でマイクロファイナンスは中心的役割を担うことが期待されている。

3. Financial Inclusion : G20 において採り上げ開始

基本的金融サービスへのアクセスに問題が生じている状態を、英語では financial exclusion、その解消を financial inclusion と呼ぶが、共に現時点では訳語として定着した日本語はまだないようである³。G20 関連会合で、途上国の貧困層の financial inclusion に関する記述が初めて現れたのは、2009年9月のG20 ピッツバーグ・サミット首脳声明である。先進国によるG7から途上国を含むG20へ国際協調のプラットフォームがシフトする潮流の中で、途上国にとって切実な financial inclusion というテーマがようやく採り上げられることになった格好だ。

同声明における financial inclusion 関連部分を整理すると以下の通りである。G-20 Financial Inclusion Experts Group(G20 金融包摂専門家グループ)の立ち上げを宣言している点が重要である。

G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明 (2009年9月24~25日) ⁴
(financial inclusion 関係)
41. 最も脆弱な人々への支援の強化
● 貧困層のための金融サービスへのアクセスを向上することにコミットする。
● 貧困層に届くような新たな金融サービスの提供を安全かつ健全に普及することを支持する。
● マイクロファイナンスの例を基に、中小企業(SME)金融に関し成功したモデルを拡大する。
● 貧困層支援協議グループ(CGAP)、国際金融公社(IFC)及び他の国際機関と

³ G20 関係会合では、G20 ピッツバーグ・サミット以降、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明仮訳を含め、外務省、財務省とも financial inclusion に「金融包摂」という訳語をあてている。

⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html

共に作業しつつ**G20 Financial Inclusion Experts Group**(G20 金融包摂専門家グループ)を立ち上げる。同グループは、①貧困層に対する金融サービスの提供における革新的アプローチに関して学んだ教訓を特定し、②成功した規制及び政策アプローチを推進し、③金融アクセス、金融リテラシー及び消費者保護に関する基準を具体化する。

- G20 SME Finance Challenge (途上国の中小企業支援のための官民連携スキーム) を立ち上げることにコミットする。

その後、米国ワシントンと韓国の釜山で開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議でフォローアップがなされている。それぞれの声明でのポイントは次の通りである。釜山会議声明において初めて「革新的な financial inclusion の原則」(Principles for Innovative Financial Inclusion)について言及されている。

G20 ワシントン財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (2010 年 4 月 10 日) ⁵

(financial inclusion 関係 : 7.)

- G20 金融包摂専門家グループの作業の進捗を認識。
- SME Finance Challenge の成功裏の立ち上げに期待。

G20 韓国・釜山財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (2010 年 6 月 5 日) ⁶

(financial inclusion 関係 : 8.)

- **革新的な financial inclusion の原則**の立案や中小企業への資金支援における成功事例の吟味など、financial inclusionにおける大きな進捗を歓迎。
- 関連する国際基準設定団体に対し、彼ら各々の使命と整合的に、いかにして financial inclusion の促進に更に貢献できるかを検討するよう求める。
- SME Finance Challenge の立ち上げを含め、トロント・サミットにおける financial inclusion に関する具体的成果を期待。

上記の声明は、G20 ピッツバーグ・サミットで発足が決まった G20 金融包摂専門家グループの Access through Innovation サブ・グループ (以下「ATISG」/ 共同議長 : ブラジル、豪州) を中心に進められた作業の結果を反映している。なお、並行して Small and Medium-sized Enterprises Finance サブ・グループも発足している (共同議長 : 南ア、独)。

2010 年 6 月 26~27 日にかけて開催された G20 トロント・サミットでの首脳声明では、以下の通り「革新的な financial inclusion のための原則」が採択され、

⁵ http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g20_220423.htm

⁶ http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g20_220605.htm

同時にソウル・サミットにおいてその具体的な「行動計画」を公表することが宣言されている。

G20 トロント・サミット首脳声明（2010年6月26～27日）⁷

(financial inclusion 関係)

別添III：国際金融機関の正当性、信頼性及び有効性の向上及び最も脆弱な人々のニーズに対する支援⁸

最も脆弱な人々のニーズに対する支援

22. 我々は、**革新的なfinancial inclusionのための原則**を作成した。これは貧困層の金融サービスへのアクセスを改善するための具体的な**行動計画**の基礎を形成する。この行動計画はソウル・サミットにおいて公表される。

2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットで初めてG20としての取り組みが表明されたfinancial inclusionであるが、早くも9ヶ月後の2010年6月のトロント・サミットにおいて「革新的なfinancial inclusionのための原則」の採択を見るに至った。次節ではこの「原則」について詳述する。

4. 革新的なfinancial inclusionのための原則⁹

「革新的なfinancial inclusionのための原則」は、G20トロント・サミット首脳声明とは別に公表されており、以下の通り9の項目から構成されている。前述のATISGが、2010年11月のG20ソウル・サミットに向けて、この「原則」に基づく具体的な「行動計画」を策定し、ソウル・サミットにおいてその結果を報告することになっている。しかしこの「原則」自体、ATISGでは暫定的(preliminary)なものとして扱われている模様であり、ソウル・サミットで改訂版が提示される可能性がある。

⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/toronto2010/sengen_ks.html

⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/toronto2010/annex3.html>

⁹ <http://g20.gc.ca/toronto-summit/summit-documents/principles-for-innovative-financial-inclusion/>

Principles for Innovative Financial Inclusion
「革新的な financial inclusionのための原則」
トロント、2010年6月27日

- 革新的な financial inclusionとは、新たな手法を安全かつ健全に普及することを通して貧困層の金融サービスへのアクセスを向上すること。
- 以下の原則は、革新的な financial inclusionの実現を可能とする政策・規制面の環境整備を促すことを目的とするもの。
- そのような政策・制度面の環境は、現在金融サービスから除外されている20億人以上のアクセス・ギャップを縮める速度を大きく左右する。
- 本原則は、世界の政策立案者、特に途上国の指導者達が得た経験と教訓に基づくもの。

1. **Leadership**： 貧困削減を促進するため、financial inclusionのための広範な政府のコミットメントを培うこと。
 2. **Diversity**： 広範な入手可能サービス（貯蓄、融資、支払・送金、保険）や多様なサービス提供者の活用を含めた持続的な金融へのアクセスと利用のために、競争を奨励し、市場に即したインセンティブを与える政策アプローチを実施すること。
 3. **Innovation**： 金融制度へのアクセス、利用拡大の手段として技術的、制度的革新を促進すること。インフラ面の脆弱性にも留意すること。
 4. **Protection**： 政府、サービス提供者、消費者それぞれの役割を峻別した包括的なアプローチによる消費者保護を奨励すること。
 5. **Empowerment**： 金融リテラシー、金融能力を開発すること。
 6. **Cooperation**： 政府内の責任の所在と調整体制が明らかな制度的環境を整備し、政府、民間、その他ステークホルダーとの連携、直接協議を奨励すること。
 7. **Knowledge**： 証拠に基づく政策立案のために改善されたデータを活用し、施策の進歩を計測し、監督者とサービス提供者が認めうる試行を積み重ねるアプローチを検討すること。
 8. **Proportionality**： 政策、規制枠組みは、革新的商品・サービスのリスクと便益との釣り合いがとれたものとする。また、それは既存の規制のギャップと障害についての理解を踏まえたものであること。
 9. **Framework**： 国際基準、国内事情、競争原理を反映させつつ、次の規制枠組みを検討すること。
 - ・ 適切、柔軟かつリスクに基づくAML（資金洗浄）/CFT（テロ対策）体制
 - ・ 顧客との接点となるエージェントの活用条件
 - ・ 電子マネーのための明確な規制体制
 - ・ 広範な相互運用性、互換性実現のための長期的目標を踏まえた市場に即したインセンティブ
- 以上の原則は革新的な financial inclusionを促進させる条件を反映したものである。また同時に金融の安定と消費者保護を追求するものでもある。
 - 本原則は硬直的に運用されるべきものではなく、政策立案者の意思決定プロセスに資することを目的とするもの。
 - 本原則は各国の状況に応じて適用できるよう柔軟性を有している。

上記の説明だけでは若干分かりにくい部分もあるため、「原則」と同時に公開されたATISGレポート¹⁰に沿って、各原則の内容を以下の通り補足しておく。

¹⁰ Innovative Financial Inclusion: Principles and Report on Innovative Financial Inclusion from the Access through Innovation 25 May, 2010 <http://www.microfinancegateway.org/p/site/m/template.rc/1.9.44743/>

(1) Leadership :

貧困削減の手段として **financial inclusion** を推進するにあたり、当該国政府はまず国の成長・開発戦略の重要課題として **financial inclusion** を位置付ける必要がある。すなわち、**financial inclusion** とは、金融サービスという基礎インフラから疎外されてきた貧困層を国民として取り込むという正に国づくりのプロセスそのものであり、他の 8 つの原則の土台とも云うべきものである。したがって、政府のトップの強いコミットメントとリーダーシップが求められる最重要事項である。

(2) Diversity

貧困層が求める金融サービスは、小口融資のみならず、貯蓄、支払・送金、保険と多様である。また、これらのサービスの提供者も、銀行、マイクロファイナンス機関、移動体通信事業者、エージェントなどと様々である。このように、様々な金融サービスと様々な金融サービス提供者に対して、基本的に自由な市場の発展と競争を促す政策を策定し実施することが求められる。なお、既得権益を有するグループがいる場合、自由化の妨げとなる恐れがある。

(3) Innovation

イノベーションとは技術革新のみならず新たな制度や仕組みの開発が相まって社会に大きな変化をもたらすことを指す。携帯電話に代表される情報通信分野の技術革新はコストの大幅削減をもたらし、貧困層への金融サービスの広範な普及が可能となった。また、途上国では国民 ID 制度が不備なため、特に貧困層は銀行取引のための本人確認が困難なことが金融サービスへのアクセスの障害となってきたが、バイオメトリクスデータ（指紋・虹彩など人体の特徴を記録したデータ）の活用によって本人確認が容易となってきた。制度面では、銀行員に限定せず、多様なエージェントを活用できるように規制改革を行うことによって、より多くの貧困層にサービス提供が可能となった。なお、このようなイノベーションを推進する際、銀行間決済制度などの基礎金融インフラの整備が不十分な場合、イノベーションは期待した効果を発揮できない恐れがある。

(4) Protection

金融サービスの貧困層への拡大は、金融サービスそのものに不慣れな層を相手にするため様々な事故が発生するリスクを孕んでおり、貧困層の保護の観点から消費者保護規制を設けることが必要である。主な規制の内容としては、

価格・サービス内容の透明化、保護責任を有する主体の明確化、紛争解決手段、補償などが挙げられ、公正、持続的、透明性の高い金融市場の育成といった視点が重要である。なお、過度の消費者保護はサービス提供者の新規市場参入を妨げることになる恐れがある。

(5) Empowerment

金融リテラシーとは、金融に関する知識、技能、姿勢、行為の各レベルの総和であるが、これが低い場合、金融サービス普及の重大な障害となる。貧困層の金融リテラシーが高まれば、消費者保護規制も権利であるとの意識が高まり、また、新たなイノベーションに対する需要を喚起することにもなる。更に、国民一般の教育水準の向上にも資する。学校教育の一環として、また様々なキャンペーンを通して継続的に金融リテラシーの向上を図る必要がある。

(6) Cooperation

金融サービスのイノベーションには政府内外の多岐にわたる関係者・機関が関わることになるが、これらの間の調整が鍵となる。効果的な調整を実現するには、権限ある主管部署が指定され、調整を主導することが好ましい。そうすることによって、説明責任、改革の効果、政策の一貫性が確保されうる。関係者・機関の間の活発な接触がイノベーションの速度を大きく左右するので、調整を担う部署の役割は重要である。

(7) Knowledge

Financial inclusion 政策の策定、実施、実績把握、事後評価など一連の作業を行う上で、信頼度の高いデータが必要であるが、現時点では途上国側のデータ整備状況は概して不十分である。証拠に基づく政策の策定(**evidence-based policy making**)を推進とするために、体系的なデータ収集体制の整備が必要である。また、革新的な **financial inclusion** を推進するということは、前例のない中で試行錯誤を繰り返すことを意味する。そのような場合、規制当局とサービス提供者双方が許容しうる範囲での試行を積み重ね、お互い市場に関する知識を徐々に深めた上で対応していくというアプローチが有効である。

(8) Proportionality

政策や規制の枠組みを設ける場合には、サービスやサービス提供者のリスクの度合いに応じた(**proportionate**)内容とすべきであるが、イノベーションを妨げる程規制的であってはならず、その場合、新規サービスやサービス提供者

の参入を妨げることになる。また、消費者をリスクの高いインフォーマルなサービス(高利貸しなど)に追い返してしまうことにもなりかねない。なお、想定外の事態が生じることもあるので、規制導入後は定期的の実態を確認する必要がある。

(9) Framework

次の規制枠組みを検討する際には、国際基準、国内事情、競争原理を反映させるべきである。

- 資金洗浄・テロ資金対策：特に国際協調の重要性を踏まえること。
- エージェントの活用：エージェントの法的地位の明確化が先決。その上で、状況に応じて段階的にエージェントの業務範囲を拡大させていくことが有効である。
- 電子貯蔵価値（電子マネー、モバイル・マネーなど）：急速に普及しており、明確な規制体系の構築が急務である。
- 電子決済システムの相互運用性・互換性：システム構築当初から考慮すべき。しかし、当初からサービス提供者にこれらを要求するのは市場参入意欲を削ぐ可能性があり、市場の発展の状況に応じて導入を奨励していくことが有効である。

5. 「行動計画」の注目ポイント

G20 ソウル・サミットで採択される予定の「原則」に基づく具体的な「行動計画」については、現時点では内容は明らかではないが、筆者なりに注目ポイントを整理すると以下の通りとなる。

通常、開発分野での国際的な「行動計画」といった場合、具体的行動とともにそれを実現可能とする資金的裏付けや仕組みを意味する。今回の「行動計画」の場合、途上国側がとるべき行動の方向性は既に採択された「原則」に明記しており、途上国各国はこれに基づいてそれぞれの状況に応じた施策を企画・実施することが期待される。「原則1. Leadership」の趣旨、即ち、途上国側が **financial inclusion** に自国の開発戦略の中で高い優先度を与え、オーナーシップを持って真剣に取り組むという強いコミットメントの確認が第一の注目ポイントとなる。途上国の強いコミットメントがあって初めて先進国側も真剣に支援を検討することができる。

「行動計画」はG20の政府間のコンセンサスに基づくものであり、先進国側からの公的資金、ODAの提供として具体化することが期待される。これが第二の注目ポイントである。**financial inclusion**分野の支援としてふさわしいODAとし

ては、途上国規制当局の政策立案能力・政策実施能力の向上や金融リテラシーの向上に資する支援が考えられ、技術協力が中心となろう。効率的なリソースの活用及び政治的アナウンスメント効果を狙って、各国からの援助資金を特別な基金にプールすることが検討される可能性がある。その場合、独自に個別分野への支援を行いたい国の事情も考慮し、拠出は任意とするなど柔軟性の確保が図られよう。また既存の特別基金¹¹との整合性の検討も必要となろう。

第三の注目ポイントは「行動計画」の持続性を担保する仕組みである。先進国側の資金提供状況や、途上国側のfinancial inclusion施策の実施状況を常に把握し、一連の施策の効果を継続的に計測するため、しかるべき専門組織が一元的にモニタリングを担うことが望ましい。そして「行動計画」の進捗状況は今後のG20サミットの都度、報告される形とすべきである。なお、financial inclusionはそもそも途上国自身の問題であり、「行動計画」実施を通して途上国間の自律的な連携が進展するかについても注目したい。

6. Financial Inclusion で先行する ABAC の取組み

本年11月、G20 ソウル・サミット(11月11～12日)とほぼ時同じくして、APEC首脳会議が横浜で開催される予定であり(11月13～14日)、それに向けて一連の関連会合が開催されている。ABAC(APECビジネス諮問委員会)は、2009年にマイクロファイナンスを通じたfinancial inclusionの促進をAPEC首脳に対して既に提言¹²しており、また2009年、2010年と連続して関連のワークショップを開催するなど、financial inclusionの取組においてはG20に一步先行している。

ABACの提言では次の6項目を掲げ、マイクロファイナンスを普及させるための各種制度改革の実施と、改革実施のための優れた成功事例からのノウハウ共有を提唱している¹³。

1. エージェント・バンキング
2. モバイル・バンキング
3. マイクロファイナンス事業者の多様化促進
4. マイクロファイナンスに関わる公的金融機関のガバナンスと経営の強化
5. 金融サービスを受けるための本人確認
6. 消費者保護

¹¹ The Financial Sector Reform and Strengthening (FIRST) Initiative。世銀が管理する途上国の金融セクター改革促進のための多国間グラント・ファシリテーター。

¹² 「APEC 首脳への提言(2009年版)」2009.10.29, ABAC, pp.19-20 <http://www.keidanren.or.jp/abac/>

¹³ 福田幸正、2010、「インクルーシブな国づくりとマイクロファイナンス」、Newsletter No.18、国際通貨研究所、2010.6.22 http://www.iima.or.jp/pdf/newsletter2010/NLNo_18_j.pdf

以上の6項目は **financial inclusion** が直面している数多くの現実的な課題を重要な切り口に絞り込んで整理したものである。1. エージェント・バンキングは仕組み面、2. モバイル・バンキングは技術面のイノベーションを代表し、「革新的な **financial inclusion**」の二本柱として位置づけられている。一方、3 から 6 は 1 と 2 に共通する事項を扱っている。すなわち、3 は多様なサービスとサービス提供者の市場参入の奨励、4 は民間だけではカバーしきれない需要に対する公的金融機関の役割の再評価、5 は途上国特有の課題でもある本人確認への対応、6 は個人情報保護、金融リテラシーも含めた消費者保護を扱っている。このように、「APEC 首脳への提言」は G20 の「原則」と比較すると、より分かりやすく、かつ、今後事例を蓄積しそれらを広く共有していくうえでも実務的な整理となっている。

APEC 横浜首脳会議では成長戦略の一つとして、「あまねく広がる成長 (**inclusive growth**)」を掲げており、その中で **financial inclusion** が採り上げられる見込みである。一方、前述の通り G20 の「原則」は G20 ソウル・サミットまでに改訂される可能性がある。また、「行動計画」の策定については、ATISG は「各国の事情に応じたアプローチの開発を支援するアクションを提案する」としている。**financial inclusion** について堅実なアプローチを追求する APEC 側が、G20 を何らかの格好でサポートしていくことが望ましいと考える。

7. G20 ソウル・サミットに向けて

韓国は、途上国初のG20 主催国としてG20 サミットに臨むにあたり、**financial inclusion**を含む開発問題を主要課題の一つとして重視する姿勢である¹⁴。また、南アフリカと共に、G20 トロント・サミットで設置が合意された途上国の経済成長と強靱性促進のための措置を策定する作業部会の共同議長も務める。その中で、韓国は援助卒業国としての自らの開発経験を活かし、先進国と途上国の間の架け橋となることを強く意識している¹⁵。「革新的な金融包摂のための原則」を「行動計画」として具体化してゆくにあたり、韓国の采配が注目される。それはまた、国際協調の公式プラットフォームG20 の正当性構築のための試金石と位置付けることもできよう。G20 において途上国の開発問題が今後どのように取り扱われていくかを予測する手掛かりとして、また、G20 におけるグローバルガバナンスの確立プロセスを見守るという視点からも、**financial inclusion**を巡るG20 での今後の議論の成り行きを注目したい。

¹⁴ <http://technology.cgap.org/2010/03/09/the-g-20-eyes-financial-inclusion-using-mobile-phones-other-icts/>

¹⁵ http://www.seoulsummit.kr/eng/goPage.g20?return_url=TOP01_SUB03_02

韓国は、アジア通貨危機後の 2000 年以降、官民ともに国内向けマイクロファイナンス事業に積極的に取り組んできた。現在、グラミン銀行の韓国支部「楽しい組合」(Joyful Union)や「社会連帯銀行」など、約 30 の民間マイクロファイナンス機関が事業を行っている¹⁶。韓国政府も 2009 年 12 月、Smile Microcredit Bank を設立し、今後 5 年間に 10 兆ウォン (約 84.5 億ドル) の貸し付けを低所得層に対して実施する予定である¹⁷。マイクロファイナンス推進の実績を有する韓国が G20 サミット主催国として financial inclusion での議論を実質的に進展させることができれば、韓国の国際的な地位は大幅に向上するであろう。韓国は 2009 年 11 月 OECD の開発援助委員会(DAC)に加盟し、援助国の仲間入りをしたばかりであるが、早晚、国際協力分野における評価でも日本を追い抜くことになるかもしれない¹⁸。日本としては G20 サミット主催国としての韓国を側面支援する一方、日本独自の financial inclusion への貢献方法を真剣に考えるべきではないだろうか。

本年 11 月、韓国と日本の隣国同士がそれぞれ主催国を務め、G20 と APEC という重要な国際会議を開催する。そのクライマックスに向けて financial inclusion についても両主催国の間で実質的な議論が行われることを期待したい。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2010 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>

¹⁶ http://news.searchchina.ne.jp/dispcgi?y=2010&d=0507&f=column_0507_006.shtml

¹⁷

<http://www.microcapital.org/microcapital-brief-south-korean-government-launches-sunshine-microfinance-loan-program-under-smile-microcredit-bank-for-low-income-households/>

¹⁸ CGD/CD Index によると、日本は 2008 年まで先進国中最下位。2009 年は新たに加わった韓国が最下位となっている。Commitment to Development Index 2009, Center for Global Development

<http://www.cgdev.org/section/initiatives/active/cdi/>